

財政援助団体等監査結果報告

[公益財団法人神戸医療産業都市推進機構]

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	河南ただかず

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和元年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

公益財団法人神戸医療産業都市推進機構（以下「機構」という。）における出納その他の事務（神戸市（以下「本市」という。）からの財政援助及び公の施設の指定管理（神戸臨床研究情報センター）に係る出納その他の事務を含む。）で、主として平成30年度執行の事務

2 監査の期間

令和元年9月13日～令和2年3月16日

3 監査の方法

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 団体の概要

(1) 設立の趣旨

機構は、平成12年3月に財団法人先端医療振興財団として設立され、平成24年4月には公益財団法人に移行した。

平成30年4月には、公益財団法人神戸医療産業都市推進機構へ改組し、機構の目的を、「21世

紀の成長産業である健康・福祉・医療関連産業の振興を図ることによって、新産業の創出・既存産業の高度化・雇用の確保による神戸経済の活性化、健康支援と高齢化社会への対応による市民福祉の向上、さらにはアジア諸国の医療技術の向上などの国際社会への貢献を目的とする神戸医療産業都市の中核的支援機関として、産官学医の連携・融合を促進する総合調整機能を担うとともに、先端医療の実現に資する研究開発及び臨床応用の支援、次世代の医療システムの構築を通じて、革新的医療技術の創出と医療関連産業の集積形成に寄与すること」と定めた。

(2) 本市との関係

① 出捐

協会の基本財産は、12億3,789万円（出捐総額12億2,778万円）であり、本市は11億4,028万円（92.9%）を出捐している。

② 財政援助

平成30年度は、補助金として、神戸医療産業都市推進事業及びがん情報サイト事業に合わせて6億1,355万円を交付しているほか、機構の研究開発支援基金に対して8億円を出捐している。また、機構の民間金融機関からの借入に対して33億円を限度額とする損失補償を行っている。

③ 公の施設の指定管理

神戸臨床研究情報センターの指定管理者として機構を指定している。

ア 指定管理料等

指定管理業務に係る平成30年度の指定管理料等は第1表のとおりである。

神戸臨床研究情報センター	
平成30年度～令和4年度	
指 定 期 間	
指 定 管 理 料	13,477
利 用 料 金 収 入	111,471

イ 選定理由

機構は、神戸医療産業都市を推進するための中核的支援機関として、医療技術に関わる基礎研究成果を迅速に臨床へ橋渡しする研究（以下「橋渡し研究」という。）の推進等に取り組み、国の橋渡し研究に関する事業を継続的に受託するなど、橋渡し研究に関して専門的かつ高度な技術を有する機関として評価され、全国の橋渡し研究支援拠点を総合的にサポートする機関としての役割を持ち、橋渡し研究支援を行う市内で唯一の機関であること、また、第1期指定管理期間より継続して指定管理を実施しており、第3期においてはラボ入居率100%を維持し、研修・会議室の利用率も堅調に伸ばしていることから、機構を指定管理者として選定することが適当であるとして、公募外で選定されている。

ウ 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成30年度の評価は、「ラボ入居率は100%を維持しており、研修室・会議室の利用率も計画を上回っている。駐車場についても、計画値の17台を上回り19台であり、利用率も100%となっている。また、施設の収支状況について、経年劣化などにより修繕費が増加したが、経費削減を図っていることから、支出総額を抑えられている。バリアフリー対応もできている。橋渡し研究の推進・管理を今後も引き続き進めていただきたい。」「アンケート結果では、利用者からの意見に対し丁寧に対応しており、満足度もおおむね良好である。利用者に配慮した施設整備を進めていることは評価できる。設備が老朽化していたり、情報発信について改善の余地があったりするため、入居ラボや利用者が快適に利用できるよう、適切な管理・運営に努めていただきたい。」となっている。

④ 役職員数

令和元年7月1日の役職員数は298人であり、うち本市派遣職員は11人である。

(3) 事業の概要

機構の所在地は、第2表のとおりである。

事業所	所在地
経営企画部・監査室	中央区港島南町2丁目2番（先端医療センター内） 他
先端医療研究センター	中央区港島南町2丁目2番（先端医療センター内） 他
医療イノベーション推進センター	中央区港島南町1丁目5番地4（神戸臨床研究情報センター内）
細胞療法研究開発センター	中央区港島南町1丁目5番地4（神戸臨床研究情報センター内） 他
クラスター推進センター	中央区港島南町1丁目5番地2（神戸キメックセンタービル内）

機構の事業の概要は以下のとおりであり、主な業務量の比較は、第3表のとおりである。

① 研究事業

先端医療研究センターでは、新しい医療シーズの創出を目指し、免疫医療研究の推進、老化研究の推進、再生医療研究の推進、新たな研究領域への取り組みとして、造血幹細胞や造血器腫瘍に関する研究室の整備に着手した。

また、研究基盤の維持管理として、神戸臨床研究情報センターの指定管理者として管理運営

を行ったほか、医療関連企業の集積に向けたレンタルラボや企業・研究機関等の交流スペース、操業・研究環境の向上に資する多目的スペースなどの機能を組み合わせた施設である神戸ハイブリッドビジネスセンターの管理運営を行った。

② クラスター事業

神戸医療産業都市におけるクラスター形成の連携・融合を促進させるため、産学官医連携の促進によるオープンイノベーションの推進、国際展開の推進、地元中小企業・神戸クラスター進出企業に対する事業化支援、研究・操業環境の充実と戦略的な情報発信に取り組んだ。

③ 細胞療法開発事業

細胞療法研究開発センターでは、細胞治療や再生医療を安全かつ身近な医療とするため、細胞製造業務を複数の企業等から受託するためのパイプラインの確立として、平成 30 年度はノバルティス社からのCAR-T細胞医療^{*}の治験用製品製造に関する技術移転が完了した。その他、細胞製造企業への施設保全業務の拡充、国、企業から前臨床試験の受託事業の確保、細胞製造、細胞培養調整施設（CPC）に係る開発・事業化支援の仕組みづくり、細胞規格、細胞分化マーカー探索、細胞製剤の安全性試験に係る研究に取り組んだ。

また、再生医療製品開発室では、企業と共同で、再生医療等製品の製造・品質管理の実施及び実施支援、新規再生医療等製品の基礎研究と開発に取り組んだ。

※患者から採取したT細胞に標的能を持つキメラ抗原受容体（CAR）を発現させる遺伝子改変技術を施した後、体内に戻す自家T細胞治療

④ 医療イノベーション推進センター事業

これまで治療法がなかった難病等の克服を目指し、アカデミア開発シーズの実用化支援及び新たな開発シーズの創出、臨床試験・研究の推進・管理・運営、医療・臨床研究情報の発信に取り組んだ。

⑤ PET 治験薬製造受託事業

中央市民病院と共同でPET 治験薬の製造事業に取り組んだ。

⑥ 賃貸事業

産学連携のもと、神戸クラスターにおける医療機器等の研究開発と事業化支援を行う施設である国際医療開発センターの管理運営を行った。

また、先端医療センター研究棟の管理運営を行った。

第 3 表 業 務 量 の 比 較

項 目		平成30年度	平成29年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
医 療 イ ノ ベ ー シ ョ ン 推 進 セ ン タ ー 研 究 相 談 臨 床 試 験 の 支 援 公 表 論 文	件 数	101件	147件	△46件	△31.3
	件 数 (累 計)	401件	348件	53件	15.2
	件 数 (累 計)	265件	254件	11件	4.3
ク ラ ス タ ー 推 進 セ ン タ ー 進 出 企 業 ・ 地 元 企 業 か ら の 相 談 「医療機器等事業化促進プラットフォーム」における具体的事 業化に向けた継続支援案件 創薬イノベーションプログラムによる共同研究契約締結数 ヘルスケア分野の事業化に向けた継続支援案件 ヘルスケア開発市民サポーター登録者	件 数	162件	159件	3件	1.9
	件 数 (累 計)	130件	106件	24件	22.6
	件 数 (累 計)	5件	4件	1件	25.0
	件 数 (累 計)	11件	9件	2件	22.2
	登 録 者 数 (累 計)	2,208名	1,703名	505名	29.7

(4) 経営状況と財政状態

機構の会計は、公益法人会計基準を適用しており、消費税処理は税込処理である。

① 経営状況

経営状況は、第4表のとおりである。

第4表 比較正味財産増減計算書

(単位 金額：千円)

科 目	平成30年度		平成29年度		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
I 一般正味財産増減の部						
【 経常増減の部 】						
(1) 経常収益 (a)	5,111,227	100.0	7,066,619	100.0	△ 1,955,392	△ 27.7
① 基本財産運用収益	792	0.0	619	0.0	173	27.9
② 事業収益	2,273,796	44.5	2,100,340	29.7	173,455	8.3
③ 医業収益	—	—	1,714,438	24.3	△ 1,714,438	皆減
④ 受取補助金等 (うち神戸市からの補助金)	2,067,615 (600,212)	40.5 (11.7)	1,787,328 (405,928)	25.3 (5.7)	280,286 (194,284)	15.7 (47.9)
⑤ 受取寄付金	622,457	12.2	1,293,908	18.3	△ 671,450	△ 51.9
⑥ 雑収益	146,565	2.9	169,983	2.4	△ 23,418	△ 13.8
(2) 経常費用 (b)	5,498,288	100.0	7,232,759	100.0	△ 1,734,470	△ 24.0
① 事業費	5,213,452	94.8	6,909,832	95.5	△ 1,696,380	△ 24.6
② 管理費	284,836	5.2	322,926	4.5	△ 38,090	△ 11.8
評価損益等調整前当期経常増減額 (A = a - b)	△ 387,061	—	△ 166,139	—	△ 220,921	△ 133.0
評価損益等計 (B)	△ 145	—	△ 398	—	253	63.6
当期経常増減額 (C = A + B)	△ 387,207	—	△ 166,538	—	△ 220,668	△ 132.5
【 経常外増減の部 】						
(1) 経常外収益 (c)	596,186	100.0	744,457	100.0	△ 148,270	△ 19.9
① 雑収益	—	—	13,289	1.8	△ 13,289	皆減
② その他固定資産受贈額	7,766	1.3	—	—	7,766	皆増
③ 指定正味財産からの振替額	588,420	98.7	731,167	98.2	△ 142,747	△ 19.5
(2) 経常外費用 (d)	71,313	100.0	569,903	100.0	△ 498,590	△ 87.5
① 固定資産売却損	35	0.0	29,248	5.1	△ 29,212	△ 99.9
② 固定資産除却額	63,782	89.4	52,365	9.2	11,416	21.8
③ 雑損失	7,495	10.5	488,290	85.7	△ 480,794	△ 98.5
当期経常外増減額 (D = c - d)	524,873	—	174,553	—	350,320	200.7
当期一般正味財産増減額 (E = C + D)	137,666	—	8,014	—	129,651	ほぼ皆増
一般正味財産期首残高 (F)	△ 2,107,421	—	△ 2,115,436	—	8,014	0.4
一般正味財産期末残高 (G = E + F)	△ 1,969,755	—	△ 2,107,421	—	137,666	6.5
II 指定正味財産増減の部						
① 受取補助金等 (うち神戸市からの補助金)	437,551 (13,340)	—	405,106 (—)	—	32,445 (13,340)	8.0 (皆増)
② 受取寄付金	238,849	—	251,157	—	△ 12,307	△ 4.9
③ 固定資産受贈益	2,078	—	39,773	—	△ 37,694	△ 94.8
④ 基本財産運用益	792	—	619	—	173	27.9
⑤ 基本財産評価益	5,406	—	117	—	5,289	ほぼ皆増
⑥ 基本財産評価損	—	—	3	—	△ 3	皆減
⑦ 雑収益	—	—	29,035	—	△ 29,035	皆減
⑧ 一般正味財産への振替額	△ 853,992	—	△ 1,007,412	—	153,419	15.2
当期指定正味財産増減額 (H)	△ 169,313	—	△ 281,605	—	112,292	39.9
指定正味財産期首残高 (I)	4,990,593	—	5,272,199	—	△ 281,605	△ 5.3
指定正味財産期末残高 (J = H + I)	4,821,280	—	4,990,593	—	△ 169,313	△ 3.4
III 正味財産期末残高 (K = G + J)	2,851,525	—	2,883,171	—	△ 31,646	△ 1.1

② 財政状態

財政状態は、第5表のとおりである。

第5表 比較貸借対照表

(単位 金額：千円)

科 目	平成30年度末		平成29年度末		対前年度増	対前年度減	対前年度増減率
	金額	構成比率	金額	構成比率			
資 産	7,517,825	100.0	7,426,100	100.0		91,724	1.2
I 流動資産	1,195,654	15.9	914,863	12.3	280,791	30.7	
1 現金預金	231,877	3.1	91,768	1.2	140,108	152.7	
2 未収入金	952,642	12.7	822,456	11.1	130,185	15.8	
3 前払金	15,503	0.2	4,906	0.1	10,596	216.0	
4 貯蔵品	1,302	0.0	1,364	0.0	△ 62	△ 4.5	
5 立替金	157	0.0	-	-	157	皆増	
6 前払費用	4,471	0.1	4,666	0.1	△ 194	△ 4.2	
7 貸倒引当金	△ 10,300	△ 0.1	△ 10,300	△ 0.1	0	0.0	
II 固定資産	6,322,171	84.1	6,511,237	87.7	△ 189,066	△ 2.9	
1 基本財産	1,237,890	16.5	1,232,484	16.6	5,406	0.4	
(1) 定期預金	9,208	0.1	109,208	1.5	△ 100,000	△ 91.6	
(2) 投資有価証券	1,228,682	16.3	1,123,275	15.1	105,406	9.4	
2 特定資産	4,337,355	57.7	4,474,544	60.3	△ 137,188	△ 3.1	
(1) 施設整備積立預金	335,032	4.5	313,472	4.2	21,560	6.9	
(2) 研究開発支援基金	418,933	5.6	402,962	5.4	15,971	4.0	
(3) 受取寄付金	385,020	5.1	601,436	8.1	△ 216,416	△ 36.0	
(4) 受取補助金等	842,833	11.2	861,214	11.6	△ 18,380	△ 2.1	
(5) 土地	910,479	12.1	910,479	12.3	0	0.0	
(6) 建物	1,147,973	15.3	1,101,554	14.8	46,418	4.2	
(7) 建物減価償却累計額	△ 249,624	△ 3.3	△ 212,116	△ 2.9	△ 37,508	△ 17.7	
(8) 什器備品	1,740,882	23.2	1,575,793	21.2	165,088	10.5	
(9) 什器備品減価償却累計額	△ 1,194,175	△ 15.9	△ 1,080,253	△ 14.5	△ 113,922	△ 10.5	
3 その他固定資産	746,925	9.9	804,209	10.8	△ 57,284	△ 7.1	
(1) 建物	391,532	5.2	391,532	5.3	0	0.0	
(2) 建物減価償却累計額	△ 56,184	△ 0.7	△ 47,962	△ 0.6	△ 8,222	△ 17.1	
(3) 建物附属設備	369,723	4.9	362,839	4.9	6,884	1.9	
(4) 建物附属設備減価償却累計額	△ 188,039	△ 2.5	△ 160,251	△ 2.2	△ 27,788	△ 17.3	
(5) 構築物	95,715	1.3	91,092	1.2	4,622	5.1	
(6) 構築物減価償却累計額	△ 22,461	△ 0.3	△ 19,129	△ 0.3	△ 3,332	△ 17.4	
(7) 什器備品	860,428	11.4	856,868	11.5	3,560	0.4	
(8) 什器備品減価償却累計額	△ 793,304	△ 10.6	△ 756,701	△ 10.2	△ 36,603	△ 4.8	
(9) リース資産	121,176	1.6	113,162	1.5	8,014	7.1	
(10) リース資産減価償却累計額	△ 51,846	△ 0.7	△ 43,066	△ 0.6	△ 8,779	△ 20.4	
(11) 電話加入権	1,254	0.0	1,254	0.0	0	0.0	
(12) 施設利用権	163	0.0	187	0.0	△ 23	△ 12.3	
(13) 敷金	15,511	0.2	10,464	0.1	5,047	48.2	
(14) 長期前払費用	3,255	0.0	3,919	0.1	△ 663	△ 16.9	
負債及び正味財産	7,517,825	100.0	7,426,100	100.0		91,724	1.2
負 債	4,666,300	62.1	4,542,929	61.2		123,371	2.7
I 流動負債	4,590,461	61.1	4,464,393	60.1	126,068	2.8	
1 短期借入金	3,660,000	48.7	3,780,000	50.9	△ 120,000	△ 3.2	
2 未払金	799,924	10.6	552,656	7.4	247,267	44.7	
3 未払費用	39,564	0.5	38,894	0.5	670	1.7	
4 前受金	2,184	0.0	2,116	0.0	67	3.2	
5 預り金	44,807	0.6	51,359	0.7	△ 6,552	△ 12.8	
6 賞与引当金	23,106	0.3	19,733	0.3	3,372	17.1	
7 短期リース債務	20,875	0.3	19,632	0.3	1,242	6.3	
II 固定負債	75,838	1.0	78,535	1.1	△ 2,697	△ 3.4	
1 預り保証金	26,391	0.4	27,043	0.4	△ 651	△ 2.4	
2 長期リース債務	49,446	0.7	51,492	0.7	△ 2,045	△ 4.0	
正 味 財 産	2,851,525	37.9	2,883,171	38.8		△ 31,646	△ 1.1
I 指定正味財産	4,821,280	64.1	4,990,593	67.2	△ 169,313	△ 3.4	
(うち基本財産への充当額)	(1,237,890)	-	(1,232,484)	-	(5,406)	(0.4)	
(うち特定資産への充当額)	(3,583,389)	-	(3,758,109)	-	(△174,719)	(△4.6)	
1 受取補助金等	3,198,369	42.5	3,156,672	42.5	41,696	1.3	
2 受取寄付金	1,622,911	21.6	1,833,921	24.7	△ 211,009	△ 11.5	
II 一般正味財産	△ 1,969,755	△ 26.2	△ 2,107,421	△ 28.4	137,666	6.5	
(うち基本財産への充当額)	(-)	-	(-)	-	(-)	(-)	
(うち特定資産への充当額)	(753,965)	-	(716,434)	-	(37,531)	(5.2)	

(5) 業務の適正を確保するための取組状況

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する第 90 条第 5 項に基づく業務の適正を確保するための体制の整備について理事会で決定する必要はないが、業務の適正を確保するための取組状況は第 6 表のとおりである。

第 6 表 業務の適正を確保するための取組状況

項 目	主な取組	実施状況
法令及び定款の適合性	・業務運営の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する規程	平成21年8月1日施行 平成30年4月1日最終改正
	・業務運営の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する規程施行細則	平成21年8月1日施行 平成30年4月1日最終改正
	・研究活動に係る行動規範	平成20年10月20日施行 平成30年4月1日最終改正
	・研究活動上の不正行為の防止等に関する規程	平成20年9月1日施行 平成30年4月1日最終改正
	・公的研究費等の適正な管理等に関する規程	平成20年9月1日施行 平成30年4月1日最終改正
	・公的研究費等に関する不正防止計画	平成20年9月1日施行 平成30年7月1日最終改正
	・公的研究費等のモニタリング及び監査の実施に関する細則	平成22年4月1日施行 平成30年4月1日最終改正
	・公的研究費等の不正防止に関する基本方針	平成27年4月1日施行 平成30年4月1日最終改正
	・公的研究費等の使用に関する行動規範	平成27年4月1日施行 平成30年4月1日最終改正
	・公的研究費等の不正使用に係る調査等に関する細則	平成27年4月1日施行 平成30年4月1日最終改正
	・物品購入等契約に係る取引停止等措置規程	平成27年4月1日施行 平成30年4月1日最終改正
	・公的研究費等の適正な管理等に関する規程に基づく研究者等及び取引業者からの誓約書の提出に関する取扱要領	平成27年4月1日施行 平成30年4月1日最終改正
	・公的研究費内部監査マニュアル	平成30年9月10日施行
	・就業規程	平成25年4月1日施行 平成31年4月1日最終改正
	・公益通報取扱規程	平成20年8月19日施行 平成30年4月1日最終改正
	・公益通報における外部窓口の設置	平成22年6月1日開始
	・顧問弁護士への相談	弁護士顧問契約を結び随時相談を行っている。
	・職員懲戒審査委員会規程	平成16年7月12日施行 平成30年4月1日最終改正
	・懲戒処分の指針	平成16年7月12日施行 平成24年4月1日最終改正
・内部監査規程	平成22年4月1日施行 令和30年4月1日最終改正	
・利益相反マネジメントポリシー	令和元年9月1日施行	

項 目	主な取組	実施状況
法令及び定款の適合性	・利益相反マネジメント細則	平成19年12月1日施行 令和元年9月1日最終改正
	・利益相反管理規程	平成19年12月1日施行 令和元年9月1日最終改正
	・利益相反管理委員会規程	平成19年12月1日施行 令和元年9月1日最終改正
	・研究倫理審査委員会規程	平成31年4月1日施行
	・先端医療センター研究推進委員会規程	平成14年10月9日施行 平成17年4月1日最終改正
	・臨床研究情報センター研究・事業推進委員会規程	平成15年11月20日施行 平成17年4月1日最終改正
	・動物実験実施要領	平成15年4月1日施行 平成17年4月1日最終改正
	・先端医療センター動物実験委員会運用規則	平成15年4月1日施行 平成17年4月1日最終改正
	・遺伝子組換え実験実施安全管理規程	平成30年4月1日施行
	・遺伝子組換え実験安全委員会細則	平成30年4月1日施行
	・先端医療センター微生物等取扱規程	平成15年6月1日施行 平成18年4月1日最終改正
	・先端医療センターヒトES細胞の使用に関する規程	平成22年3月1日施行
	・先端医療センターヒト倫理指針	平成22年2月2日施行
	・監事による監査	決算に関する監査を年1回実施
	・会計監査人による監査	2月に1回、決算月は複数回の監査を実施
	・内部監査の実施	年2回実施
	・自主監査の実施	年1回実施（神戸市自主監査、個人情報監査、各々年1回）
・コンプライアンスに関する啓発・研修	定期的に研修会等を実施	
情報の保存及び管理	・文書・公印規程	平成12年3月24日施行 平成31年1月1日最終改正
	・個人情報保護方針	平成17年4月1日施行 平成30年4月1日最終改正
	・個人情報保護規程	平成17年10月24日施行 令和元年5月1日最終改正
	・個人情報保護規程（細則） 「診療録等の開示請求の取扱い」細則	平成19年7月1日施行 平成31年4月1日最終改正
	・個人情報保護委員会規程	平成17年10月24日施行 令和元年5月1日最終改正
	・特定個人情報の適正な取り扱いに関する基本方針	平成28年1月1日施行
	・特定個人情報取扱規程	平成28年1月1日施行 平成30年4月1日最終改正

項 目	主な取組	実施状況
情報の保存及び管理	・職員健康情報等取扱規程	令和2年1月1日施行
	・情報公開規程	平成21年8月1日施行 平成30年4月1日最終改正
	・情報公開規程施行規則	平成21年8月1日施行 平成30年4月1日最終改正
	・情報公開規程取扱要領	平成21年8月1日施行 平成30年4月1日最終改正
	・情報公開審査会規程	平成21年8月1日施行 平成30年4月1日最終改正
	・情報セキュリティポリシー	平成20年9月1日施行 平成30年8月1日最終改正
	・情報セキュリティ研修	年1回実施（年度教育） 月1回実施（新規入職者教育）
	・研究記録等の管理等に関する取扱要綱	平成27年4月1日施行 平成30年4月1日最終改正
損失の危険の管理	・災害対応ガイドライン兼事業継続計画	令和2年1月1日施行
	・情報セキュリティポリシー	平成20年9月1日施行 平成30年8月1日最終改正
	・情報セキュリティ研修	年1回実施（年度教育） 月1回実施（新規入職者教育）
効 率 性	・第4期経営計画（平成30年度～令和4年度）	平成30年3月7日策定
	・予算の策定及び執行管理	予算については、理事会に議案として供し、承認を得ている。執行管理は、四半期ごとに決算見込みを行い、経営企画会議で報告している。
	・組織等規程	平成12年3月24日施行 令和元年11月21日最終改正
	・決裁規程	平成12年3月24日施行 平成30年4月1日最終改正
	・会計規程	平成12年3月24日施行 平成30年4月1日最終改正
	・契約規程	平成26年5月1日施行 平成30年9月14日最終改正
	・出張規程	平成20年4月1日施行 平成31年4月1日最終改正
	・物品の発注・検収事務等に関する取扱内規	平成30年7月1日施行 平成30年9月14日最終改正
	・研修講師等謝礼基準等	平成30年4月1日適用
	・支払等事務マニュアル	平成31年2月1日改定
	・知的財産権管理委員会規程	平成15年6月12日施行 平成30年4月1日最終改正
	・職務発明規程	平成15年6月12日施行 平成30年4月1日最終改正
	・職務発明規程細則	平成29年10月1日施行 平成30年4月1日最終改正

5 監査の結果

機構は、神戸医療産業都市構想の推進母体として、平成12年3月に先端医療振興財団として設立されてから20年が経過した。

現在、研究部門としての先端医療研究センター、実用化促進部門としての医療イノベーション推進センターと細胞療法研究開発センター、連携・事業化推進部門としてのクラスター推進センターの4つのセンターが相互に緊密な連携を図りながら事業を進め、いち早く革新的医療技術を提供できるようにするとともに、医療関連産業の更なる集積のためのマグネット機能を強化し、健康長寿都市神戸の実現とアジアを代表するバイオメディカルクラスターへの成長を目指している。

監査の結果、新たな医療シーズを創出する研究事業や、医療シーズの実用化のための橋渡し研究等の各種事業を実施し、設立の目的に沿って運営がなされているものと認められた。一方で、取得した特許について、権利維持のための特許（登録）料が不納となり失効した他、事務処理に遺漏があった旨、令和元年度神戸市会外郭団体に関する特別委員会の審査で摘示されていた。遺漏のない事務処理が求められる。

補助事業については、産官学医連携の強化、国際展開活動の強化、事業化支援体制の強化等、補助金の交付目的を達成しているものと認められた。

機構の研究開発支援基金に対する8億円の出捐については、基金に積み立てた上で、各事業の研究基盤に必要な経費として人件費、建物賃借料、光熱水費等に充当されていた。

民間金融機関からの借入に対する33億円を限度額とする損失補償については、補償は実行されていなかった。

また、神戸臨床研究情報センターの指定管理については、条例、指定管理協定書に従って適正に管理運営されているものと認められた。

しかし、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 経営に関する事項について（第4表参照）

平成30年度の経常収益は51億1,122万円、経常費用は54億9,828万円で、当期経常増減額△3億8,720万円に当期経常外増減額5億2,487万円を加えた当期一般正味財産増減額は1億3,766万円となっている。

経常収益は前年度に比べ19億5,539万円（△27.7%）減少している。これは主として、平成29年11月に先端医療センター病院を中央市民病院に統合したことにより、医業収益が皆減したこと等による。

また、経常費用は前年度に比べ17億3,447万円（△24.0%）減少しているが、これについても病院統合により事業費が減少したこと等による。

経常収益の減少額が経常費用の減少額を上回っていることから、当期経常増減額は前年度に比

べ2億2,066万円減少したほか、当期経常外増減額は前年度に比べ3億5,032万円増加した結果、当期一般正味財産増減額は前年度に比べ1億2,965万円増加している。

(2) 財政に関する事項について（第5表参照）

平成30年度末の資産は75億1,782万円で、前年度末に比べ、現金預金や未収入金の増加や、受取寄付金の事業への充当による減少等により、9,172万円(1.2%)増加している。負債は46億6,630万円で、前年度末に比べ、未払金の増加や、短期借入金の減少等により、1億2,337万円(2.7%)増加している。また、正味財産は28億5,152万円で、前年度末に比べ3,164万円(△1.1%)減少している。

機構での短期借入金の借入にかかる金融機関との契約は、機構と金融機関があらかじめ契約した期間・融資枠の範囲内で、機構の請求に基づき金融機関が融資を実行することを約束する契約で、資金使途は運転資金とされている。

平成12年3月の先端医療振興財団設立以降、累積赤字が増加し、平成18年度末の正味財産残高は△15億7,817万円、うち先端医療センター病院会計分で△23億4,909万円に達していた。また、累積赤字の増加に連動して短期借入金が増加し、平成18年度末の短期借入金残高は33億円、うち病院会計で24億円に達していた。

平成24年度には、国際医療開発センター（IMDA）購入による資金不足により短期借入金が増加し、平成24年度末の借入金残高はIMDA購入にかかる8.2億円を含め40.5億円に達した。

IMDA購入については、本来、事業に必要な資金は、収支計画や事業期間等に応じた個別の借入により調達するべきものであるが、前事業者が自己財源を確保できず、また、金融機関からの長期融資を受けることができないことが判明したことがきっかけで事業継続が困難になり、機構が事業を譲り受けることになり、既存契約の融資枠で対応したものである。

その後、運営資金の借入は増加させず、IMDA購入にかかる借入金を着実に返済、平成29年度末の借入金残高は37.8億円となった。

平成30年度から5か年にわたる第4期経営計画における収支計画では、研究基盤への支援としての本市からの出捐金を今後も確保していくほか、収入の確保、支出の抑制等経営改善を進めた上で、毎年度1.2億円の借入金返済を見込んでいるが、平成30年度は借入金の単年度1.2億円返済の目標を達成し、年度末借入金残高は36.6億円となっている。

(3) 指摘事項

① 現金の取扱い、契約及び支払事務に関するルールを整備すべきもの

機構での現金の取扱い、契約及び支払事務に、次のような事例が見られた。

ア 現金の取扱いについて

各担当課で受領した施設利用料金、駐車場料金等の現金について、担当課は「総務課（経理）受入現金簿」を作成し、それを添えて現金を企画財務課に引き継いでいる。引き継ぎを

受けた企画財務課では、「現金預り表」に預り日付、担当者、金額、銀行口座入金日等を記載し、管理している。

企画財務課で平成30年度の「現金預り表」を確認したところ、各担当課から現金を引き継いでから預金口座へ入金するまでの期間が、預かった当日に入金しているケースもあれば、最も長くて13営業日後に入金しているケースがあるなど、不規則な取扱いであった。

企画財務課担当者に機構内での現金取扱いのマニュアル類の有無について確認したところ、機構独自のものは作成しておらず、本市のルールに準拠して取り扱っており、現在は翌営業日には入金しているとのことであった。

また、指定管理施設「神戸臨床研究情報センター」の担当課である施設管理課において、センターの研修室、会議室の利用料金のうち現金で収納したものの取扱いについて確認したところ、原則として1週間分（土曜日から翌週金曜日まで）を、金銭出納帳に記帳のうえ課内の金庫で保管し、毎週金曜日の午後、まとめて企画財務課に引き継いでいるとのことであった。

そこで当該金銭出納帳を確認したところ、令和元年8月下旬以降は概ね説明のとおりが取扱いがされていたが、それ以前については、企画財務課への引き継ぎ時期が不規則で、中には平成30年5月14日に受領した利用料金について企画財務課へ同年8月8日に引き継いでいたケースなど、長期間金庫で現金を保管していた事例もあった。この長期間にわたり保管していた事例については、早めに利用料金が納付されたものについて、キャンセルがあった場合に返還する可能性があり、利用日が過ぎるまで保管していたものとのことであるが、機構内部での現金取扱について定められたルールや指示等がない中、課内で現金取扱いについて検討した結果、長期間現金を保管し続けることは望ましくないことから、令和元年8月下旬から現行の取扱いに改めたとのことであった。

以上のとおり、企画財務課では、本市のルールに準拠して即日又は翌営業日に入金する取扱いとしているが、その取扱いを他の担当課には求めていない状況であった。

イ 契約及び支払事務について

機構は、契約事務にあたって契約規程を定めており、さらに、企画財務課作成の「専決契約の支出の流れ」では、契約締結する際の支出決裁は、「実施方針が必要な場合」、「100万円超の物品・役務等の支払」については作成が必要だが、それ以外の場合は支出決裁の作成は不要とされている。契約書の作成を省略できる場合でも発注行為はあるはずなのに、契約規程等では発注行為の決裁に関する規定がない。

また、会計規程第6条（出納役等）及び第13条（支払方法）では、次のように規定されている。

第6条 会計事務を処理するため、出納役及び出納員を置く。

2 出納役は会計事務を総括し、出納員は会計事務を執行する。

3 出納役には常務理事を、出納員に経営企画部においては総務人事課、企画財務課、施設管理課、研究事業推進課、開発事業推進課、監査室においては倫理安全監査課、医療イノベーション推進センターにおいてはTRI業務部、クラスター推進センターにおいては事業推進課、都市運営・広報課の各担当課長を充てる。この場合において、上述の各担当課長は、それぞれ担当する職務に応じて出納員の職務を行う。

第13条 支払を請求するときは、その根拠となる書類を出納員に示さなければならない。

2 支払方法は、原則として銀行振込とする。ただし、必要に応じて現金又は小切手によることができる。

3 出納員は、支払について正確に記録しなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、支払方法について必要な事項は、専務理事が定める。

この第6条及び第13条で「出納員」について規定しているが、一般に「出納」とは「金銭や物品を出し入れすること」であり、「出納員」とは金銭や物品を出し入れする役割の人であるが、第6条では支出決議をする側の役割分担を規定しており、「出納員」の役割ではない。しかも、機構の組織等規程では、企画財務課の事務分掌として「出納に関すること」とされている。

なお、第13条第4項の「支払方法について必要な事項」を定めたものの有無を確認したところ、定めていないとのことであった。

企画財務課での支払方法について担当者に確認したところ、担当者が「振替伝票」を作成し、担当者2名と企画財務課長代理が決裁するとのことであった。

現金の取扱いや、契約段階、支払段階でのルールに欠落している事項や不整合となっている事項があるため、現状のリスクを評価した上でルールを整備し、それをPDCAサイクルで検証、見直しながら運用していくべきである。

② 固定資産台帳を改善すべきもの

平成30年度末時点の「固定資産台帳」と「期中除却・売却資産一覧」を確認したところ、「期中除却・売却資産一覧」中の固定資産科目名「什器備品（特定資産）」の期首帳簿価額が67,950,441円、当期償却額4,168,306円となっていた。その結果、一覧中の除却・売却時簿価は、差引63,782,135円となるべきところ、63,725,755円と記載されていた（差額△56,380円）。

個別の資産ごとの明細で誤差の原因となっている資産を特定し、当期償却額の計算について確認したところ、当期償却額には問題はなく、減価償却費、固定資産除却損、売却損は財務諸表に正しく反映されているが、一覧でなぜそのような標記になるのか、原因究明中とのことであった。

減価償却費、固定資産除却損・売却損益の誤計上につながりかねないため、システム上、

運用上の原因，問題点を究明し，正しい帳簿となるよう改善するべきである。

③ 指定管理料の精算における用務終了日を正しく記載するべきもの

本市所管局において神戸臨床研究情報センターの平成 30 年度分指定管理料の概算払支払精算書を確認したところ，用務終了日は平成 31 年 3 月 31 日，精算年月日が令和元年 5 月 10 日となっていた。

神戸市会計規則第 50 条第 4 項で準用する同規則第 48 条第 1 項によると，概算払にかかる用務終了後 5 日以内に精算する必要がある。

概算払における「用務終了日」とは，「概算払にかかる期間の最終日又は債権者からの精算報告書受理日」となる。旧年度に支出負担行為を行っていれば，概算払や一般支払などの支払方法にかかわらず，その予算は旧年度分であっても出納整理期間中に支出負担行為書の変更ができる。旧年度中に支出負担行為を行った概算払の精算が年度をまたぐ場合であっても，出納整理期間まで財務会計システムでの減額精算登録ができる。

そこで，精算報告書を確認したところ，指定管理者より「平成 30 年度神戸臨床研究情報センター事業報告書の提出について」として令和元年 5 月 9 日付けで提出されていた。

本市所管局は，用務終了日は精算報告書受理日として処理するべきである。

(4) 意見

① 小口現金等取扱要綱の改正について

機構では，小口現金及びつり銭準備金の取扱いについて，「小口現金等取扱要綱」を定め運用しているが，その第 12 条では，「現金管理者は，交付を受けた小口現金等を年度の末日及び保管の理由が消滅した日から 3 日以内に返納する」と規定している。しかし，小口現金等の交付を受けている各担当課では，平成 30 年度末には残額を返納せず，継続して保管していた。

小口現金は，要綱でも規定しているとおおり「少額でかつ即時支払をしなければ調達等が困難なものに対応するため」，つり銭準備金は施設利用料金の現金での支払いに対応するため備えておくものであるから，継続して手許に持つべきものであり，各所属でもそのように運用されている。

年度末での返納が不要となるよう，要綱を改正されたい。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」----- 増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。